

表1

介護老人福祉施設

ユニット型特別養護老人ホームあがの八雲苑ご利用料金表(令和8年8月1日～)

(円)

		1日あたり									1月(30日) あたり
		介護保険	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活継 続支援加算	夜勤職員配 置加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	居住費	食費	合計	
第一段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方										
	要介護 1	670	4	8	46	21	12	880	300	1,941	58,230
	要介護 2	740	4	8	46	21	12	880	300	2,011	60,330
	要介護 3	815	4	8	46	21	12	880	300	2,086	62,580
	要介護 4	886	4	8	46	21	12	880	300	2,157	64,710
	要介護 5	955	4	8	46	21	12	880	300	2,226	66,780
第二段階	住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方										
	要介護 1	670	4	8	46	21	12	880	390	2,031	60,930
	要介護 2	740	4	8	46	21	12	880	390	2,101	63,030
	要介護 3	815	4	8	46	21	12	880	390	2,176	65,280
	要介護 4	886	4	8	46	21	12	880	390	2,247	67,410
	要介護 5	955	4	8	46	21	12	880	390	2,316	69,480
第三段階①	住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以上～120万円以下の方										
	要介護 1	670	4	8	46	21	12	1,370	680	2,811	84,330
	要介護 2	740	4	8	46	21	12	1,370	680	2,881	86,430
	要介護 3	815	4	8	46	21	12	1,370	680	2,956	88,680
	要介護 4	886	4	8	46	21	12	1,370	680	3,027	90,810
	要介護 5	955	4	8	46	21	12	1,370	680	3,096	92,880
第三段階②	住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の方										
	要介護 1	670	4	8	46	21	12	1,470	1420	3,651	109,530
	要介護 2	740	4	8	46	21	12	1,470	1420	3,721	111,630
	要介護 3	815	4	8	46	21	12	1,470	1420	3,796	113,880
	要介護 4	886	4	8	46	21	12	1,470	1420	3,867	116,010
	要介護 5	955	4	8	46	21	12	1,470	1420	3,936	118,080
第四段階	住民税課税対象の方										
	要介護 1	670	4	8	46	21	12	2,260	1,600	4,621	138,630
	要介護 2	740	4	8	46	21	12	2,260	1,600	4,691	140,730
	要介護 3	815	4	8	46	21	12	2,260	1,600	4,766	142,980
	要介護 4	886	4	8	46	21	12	2,260	1,600	4,837	145,110
	要介護 5	955	4	8	46	21	12	2,260	1,600	4,906	147,180

※1 1ヶ月あたり30日として計算しています。

※2 第一段階～第四段階の区分については、入所される方の世帯全員の前年度納税額・所得に応じます。

※3 第三段階の方は、R3年8月から①と②に区分変更となり居住費及び食費の負担額が変更となっています。

※4 高額介護サービス費制度があります。

※5 入所期間中に入院または外泊された場合の取り扱いにつきましては、介護保険給付の取り扱いに応じた料金となります。(6日目までは外泊時加算、7日目以降は居住費として2,260円をお支払い頂きます)

※6 以下の加算につきましては、ご利用者の皆様に応じたご負担とさせていただきます。

項目	1日あたり	30日あたり	項目	1日あたり	30日あたり
①初期加算	30	900	⑪外泊時加算	246	月に6日間限度
②安全対策体制加算(入所時のみ)	20	20	⑫認知症専門ケア加算(Ⅰ)日単位	3	90
③口腔衛生管理体制加算(Ⅰ)(月単位)	90	90	⑬ADL維持加算(Ⅰ)月単位	30	30
④口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月単位)	110	110	⑭ADL維持加算(Ⅱ)月単位	60	60
⑤褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)月単位	3	3	⑮科学的介護推進体制加算(Ⅱ)月単位	50	50
⑥褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)月単位	13	13	⑯看取り加算	(1)	72 死亡日前31日以上～45日以下
⑦個別機能訓練加算(Ⅱ)月単位	20	20		(2)	144 死亡前4日以上～30日以下
⑧排泄支援加算(Ⅰ)月単位	10	10		(3)	680 死亡前2日又は3日
⑨排泄支援加算(Ⅱ)月単位	15	15		(4)	1280 死亡日
⑩排泄支援加算(Ⅲ)月単位	20	20	⑫その他介護保険法に定める加算があります。		

1※)介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴとして(基本サービス費＋各種加減算)×要件による掛け率(17.6%～11.3%)算定させていた(1※は令和8年6月ご請求分から)

(5※)利用料金等は、制度改正により変更される場合があります。

※7 その他の料金

①行事、レクリエーション材料費	実費分をご負担とさせていただきます。		
②預かり金等出納管理料	1ヵ月	2,500円	
③電気代(1個につき)	1日	50円	
(居室に各自搬入しご利用の場合のテレビ、冷蔵庫、電気毛布、電気ポット、パソコン等)			
④嗜好品費	1日	100円	
⑤電話・新聞・インターネット代	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑥理容・美容代	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑦医療費・薬代	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑧インフルエンザ等の予防接種	実費分をご負担とさせていただきます。		
⑨個別の日用品等	実費分をご負担とさせていただきます。(買い物代行も受け承っております。)		